

町田市家庭と仕事の両立推進企業賞 エントリーシート

企業名				業種	
所在地	町田市				
従業員数	正社員	人	パート 派遣	人	
		うち女性		人	うち女性
連絡先	記入者氏名		所属(役職)		電話番号

当てはまる項目 (□) を塗りつぶし (■) またはチェック (✓) を入れてください。

また、取り組み例以外に事例がございましたら、ぜひ(独自の取り組み)欄に記入してお申し込みください。

仕事と家庭の両立支援

- 仕事と家庭の両立支援の自社での方針があり、管理職をはじめ全社員に育児休業や介護休業、各種制度に関する研修を実施することで制度を利用する社員が増えてきている。

(取り組み例 やっていませんか?こんなこと)

産前産後休暇や育児休業中の社会保険料免除など社会保険料の取扱いについて、事前に説明をしている

育児休業・介護休業の法改正・制度変更について情報収集を行っている

管理職に対して、育児休業や介護休業、各種制度理解に関する研修を実施している

(独自の取り組み)

- 年次有給休暇の外にボランティア休暇・バースデー休暇などの特別休暇や、勤務時間の短縮、始業・終業時刻の変更など勤務時間や勤務日数の短縮(週休3日制など)などの制度を設けている。

(取り組み例 やっていませんか?こんなこと)

残業時間の削減取り組みとして、フレックスタイム制度を導入している

ノー残業デーや退社時間の設定、17時以降の会議の禁止などの取り組みで、残業時間を削減している

休暇を増やすとりくみとして、家族(配偶者・子ども)誕生日(月)に休暇がとれる

毎月残業時間の目標値を決定して、フォローしている

週休3日制を実施している

希望する従業員は在宅勤務を選択することができる

(独自の取り組み)

- 年次有給休暇とは別に育児や介護のための休暇や早退・遅刻を制度化し、男性従業員に育児休業や産後パパ育休の取得も促すことで、男性社員の利用が増えてきている。
- (取り組み例 やっていませんか？こんなこと)
- 子の看護休暇は小学6年生までの子を対象としている
- 子の看護休暇を「年5日を超えて取得を認める」、「取得日を有給扱いにする」などしている
- 育児や家族の介護が必要な従業員が希望する場合に、テレワークやリモートワークをすることを認めている
- 学校行事、子供の受験などに対し特別休暇、特別早退・遅刻を取得できるよう配慮している
- 年次有給休暇の外に、子ども以外の病気の家族のための看護休暇を取得できる
- (独自の取り組み)

- 育児や介護など、仕事と家庭の両立に直面する従業員に、会社の制度の個別説明や育児・介護休業等を利用するかどうかの意向確認や育児休業からの復帰の不安を和らげるための定期的なコミュニケーションを管理職・同僚が積極的に行っている。
- (取り組み例 やっていませんか？こんなこと)
- 育児休業から復帰する従業員の不安を和らげるため、定期的に管理職・同僚と Web によりコミュニケーションを取っている
- 仕事と家庭の両立について、社員に向けたメール等での情報提供や、アンケートなどを利用した意識調査などを行っている
- (独自の取り組み)

男女がともに働きやすい職場づくり

- テレワーク・在宅勤務・モバイルワーク・サテライト勤務制度などフレキシブルな勤務体制を整えたり、休暇取得や時短勤務者が出た際に代わりになる人材の配置転換・代替要員や協力体制を整えたりすることで、多様な働き方をする社員が増えている。
- (取り組み例 やっていませんか？こんなこと)
- テレワーク・在宅勤務・モバイルワーク・サテライト勤務制度などフレキシブルな勤務体制を整えている
- 残業や休日労働の時間を定期的に確認し、長時間労働をしている従業員の状況を把握して改善に努めている
- 残業が常態化しないよう、業務効率化や簡素化、人員配置の見直し等、状況の改善に努めている
- (独自の取り組み)

- 育児休業中の従業員に対しても、オンラインや通信によるスキルアップのための研修等の受講を促している。
(独自の取り組み)

性別にとらわれない、能力活用や職域拡大

- 結婚や出産、性別で、昇任・昇格・配置の決定やキャリア形成を差別せず、個々の状況を配慮した上で能力に応じた仕事を任せる意識が浸透したことで、女性管理職・役職者が増えてきている。
(取り組み例 やっていませんか?こんなこと)
女性管理職・役職者を積極的に登用している
キャリア維持のために利用できる研修や情報提供などのフォロー体制がある
非正規社員から正規社員への登用制度がある
(独自の取り組み)

送付先・問い合わせ

町田市市民部市民協働推進課男女平等推進センター

194-0013 町田市原町田 4-9-8 市民フォーラム 3F 電話 042-723-2908

お申し込みは FAX かメールで

FAX 042-723-2946

メール siminbu040@city.machida.tokyo.jp

2025年9月1日